

専門医制度基本規程および認定医基本規程改定のお知らせ

平成 31 年 2 月 24 日の理事会決議により、以下の通り、専門医制度基本規程および認定医基本規程を改定し、同日付けで施行しました。

専門医制度基本規程

【改定前】第 11 条 専門医試験の受験申請者は、本委員会が告示で定める期間までに次の各号に掲げる書類に審査料を添えて、本委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定審査申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 医師免許証の写し
 - (4) 日本専門医機構が認定する基本領域の専門医をもつ学会の専門医又は認定医の認定証の写し
 - (5) 漢方医学的治療が有効であった 50 症例の症例一覧
 - (6) 前号に定める 50 症例のうち 10 症例の臨床報告
 - (7) 第 9 条第 5 号に定める受験単位の取得を証明するもの
 - (8) 臨床研修証明書及び研修コアカリキュラム評価表
 - (9) その他、本委員会が定める書類
2. 審査料は、5,000 円とする。

【改定後】第 11 条 専門医試験の受験申請者は、本委員会が告示で定める期間までに、告示で定める必要書類に審査料を添えて、本委員会に提出しなければならない。

2. 審査料は、15,000 円とする。

認定医基本規程

【改定前】第 16 条 認定医試験の受験申請者は、専門医制度委員会（以下「本委員会」という）が告示で定める期間までに次の各号に掲げる書類に審査料を添えて本委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医認定審査申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 医師免許証の写し
 - (4) 漢方医学的治療が有効であった 30 症例の症例一覧
 - (5) 前号に定める 30 症例のうち 5 症例の臨床報告
 - (6) 前条第 3 号に定める受験単位の取得を証明するもの
 - (7) その他、本委員会が定める書類
2. 審査料は、5,000 円とする。

【改定後】第 16 条 認定医試験の受験申請者は、専門医制度委員会（以下「本委員会」という）が告示で定める期間までに、告示で定める必要書類に審査料を添えて本委員会に提出しなければならない。

2. 審査料は、15,000 円とする。

改定後の各規程は、以下の URL からご確認ください。

<http://www.jsom.or.jp/medical/specialist/topics.html>